

静岡市青少年育成センターだより

みらい

令和6年度第7号 静岡市青少年育成課 〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8

Tel: 354-2616 / Fax: 352-7732 / E-mail: seishounen@city.shizuoka.lg.jp

<http://www.city.shizuoka.jp/kyoiku/s002344.html>

「DanDan しずおか」ってどんなところ？

静岡市では、ひきこもりに特化した専門的な相談窓口として「ひきこもり地域支援センター DanDan(だんだん)しずおか」を開設しています。

【開設日時】

火～土曜日午前9時～午後5時

(国民の祝日、年末年始を除く)

※面談は予約制で、原則1時間以内です。

【開設場所】

静岡市立南部図書館2階

(駿河区南八幡町3番1号)

※図書館の駐車場は、土日など混み合う場合がありますので、公共交通機関等の利用にご協力ください。

【交通】石田街道線「中田三丁目」下車 徒歩5分

みなみ線「駿河区役所・静岡新聞社前」下車 徒歩5分

清水区相談窓口(第1、第3金曜日のみ)

午前9時～午後5時

はとぴあ清水2階(清水区宮代町1番1号)

☎予約は上記専用ダイヤルへ

専用ダイヤル

☎260-7755

詳しくはこちらへ↓



どんなことをするの？

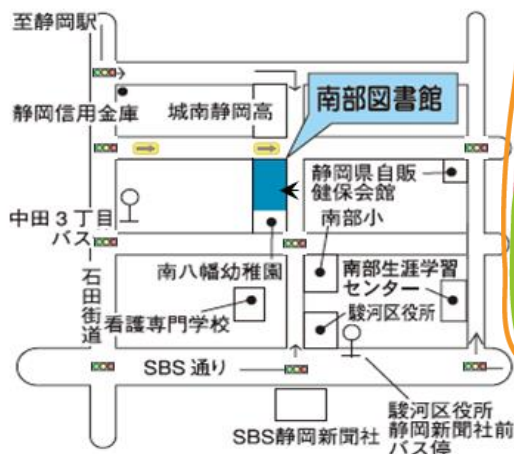
- 電話相談
- 面談相談(要予約)
- 訪問支援
- 家族教室
- 当事者の居場所づくり
- 講演会・講座の開催 など…

だれが相談できるの？

○市内在住者で、ひきこもりに悩んでいる人やその家族など
(自宅・自室から出られない、人と会うのが苦手などで、概ね半年以上社会参加ができない状態が続いて悩んでいる人)
年齢: 16歳(中学校卒業)以上 64歳以下

だれが担当するの？

○公認心理師や精神保健福祉士などの「ひきこもり支援コーディネーター」が相談を受け、状態や状況に応じて支援を進めていきます。



昨年度は187件の受付をし、面接、電話相談を2,310回実施しました。

相談者の中にはひきこもり歴が10年以上と長い方や40歳以上の中高年層の方の相談も増えており、他機関との情報共有や事例検討など、連携を図りながら支援をしています。

自転車の「ながら運転」していませんか？

警察庁によると、交通事故の発生件数は年々減少しているものの、自転車に関係している事故の占める割合は増加傾向が続いており、令和5年中の自転車事故の割合は全交通事故の23.5%と過去最高に上がったようです。また、死亡や重症事故のうち、およそ4分の3が自転車側に違反行為が確認されています。

そこで、政府は、今年2024年11月1日より道路交通法を改正し、自転車走行中の「ながら運転」や「酒気帯び運転」に罰則を科すこととしました。これは、全ての自転車運転者に対しての罰則制度として新設されます。今後、特に危険な「ながら運転」について補導活動でも注意を呼びかけていきます。

令和6年11月1日 道路交通法の改正

自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました



運転中のながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、

6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



酒気帯び運転および幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反（危険行為）を反復して行った者は講習制度の対象となります。※受講命令違反 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。